

議案第119号

つくばイノベーションプラザ条例を廃止する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくばイノベーションプラザ条例を廃止する条例

つくばイノベーションプラザ条例（平成27年つくば市条例第40号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
- 2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から47の項までを1項ずつ繰り上げる。

（提案理由）

令和4年度から実施予定のつくばセンタービルの改修工事に伴い、つくばイノベーションプラザを閉館することから、この条例案を提出するものである。

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第4条（略） 附則（略） 別表（第2条関係） 1—13（略） <u>14—46</u> （略）	第1条—第4条（略） 附則（略） 別表（第2条関係） 1—13（略） <u>14</u> <u>つくばイノベーションプラザ</u> <u>15—47</u> （略）